

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成27年12月9日(水) 午前10時00分～10時51分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 神谷利盛、 4番 浅岡保夫、 5番 長谷川広昌、
6番 黒川美克、 9番 杉浦辰夫、 10番 杉浦敏和、
13番 北川広人、 15番 小嶋克文、
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦康憲、 3番 柳沢英希、 7番 柴田耕一、
11番 神谷直子、 12番 内藤とし子、 14番 鈴木勝彦、
16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
市民窓口G主幹
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第 67 号 高浜市税条例の一部改正について
- (2) 議案第 68 号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 69 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (4) 議案第 76 号 平成 27 年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）
- (5) 議案第 77 号 平成 27 年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- (6) 議案第 78 号 平成 27 年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）
- (7) 議案第 80 号 平成 27 年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- (8) 議案第 81 号 平成 27 年度高浜市水道事業会計補正予算（第 1 回）
- (9) 陳情第 9 号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- (10) 陳情第 14 号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情
- (11) 陳情第 15 号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る 12 月 7 日の本会議におきまして当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案 8 件、陳情 3 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。それでは当局の方から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第 67 号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） 今回市税条例の一部改正ということで、今回も平成 26 年度の税制改正において国税における猶予制度の見直しが行われ、これを受けて今回、地方税の見直しが行われることとなったんですけども、ちょっとまず国税において猶予制度見直しが行われた経緯、背景。それから 2 点目が、この前 A 3 の説明でもらいましたけれども、どの点が今回一番の見直しのポイントとなっているのか、その具体的な説明をお願いいたします。それと今回の見直しによって行政とか市に対して、どのようなメリットと申しますか影響があるのか。その 3 点をお願いいたします。

答（税務） 平成 26 年度に国税が見直されたという経緯でございますけれども、経緯につきましてはあくまでも申請による換価の猶予を新たに創設したことで、今回申請ができるようになったということが大きな市民にとってのメリットということになります。だから、ポイントというところはそこでございます。市民のメリットについてもこれまで職権でしかできなかったものですから、あく

までも限定的なものだったわけですが、これからは市民の申し出があれば換価の猶予を行うことができるということになります。

問（15） 今メリットがあるということで、特に換価の猶予、これが市民からできるということで、納税者の側からできるということで、こういったメリットですかこれは、ちょっと具体的にお願いいたします。

答（税務） メリットでございますけども、延滞金について軽減されるということが1点。もう1点については換価のストップがかけられると、そういったことが大きなメリットになります。

問（15） わかりましたというかちょっとあれですけども、それでは次にこういった換価の猶予が納税者の申請にも、申請によってもできるということですけど、こういったことは市民への周知はどのように図っていくのか。

答（税務） 市民への周知ということでございますけども、先の総括質疑のときにも申しあげましたけども市の広報、それとホームページ、それから対象となる方については滞納されてみえる方ということで、ほとんどの方が窓口にお見えになります。その窓口に来られた際に職員から、こういった制度があるということを説明させていただきます。以上です。

問（15） 再度伺いますけども、今回この換価の猶予が納税者によってもできるんですけど、これ多少は今本市が参加している滞納整理機構ですか、これにも若干この何か影響はあるんでしょうか、これは。

答（税務） 滞納整理機構でも実際に換価の猶予が、ここ5年ほどで5件ほど行っております。職権で行っているのが5件ほどあるんですけども、申請による本人の申し出があれば、それにプラスされる可能性はあるということになります。以上です。

委員長 ほかに。ほかに質疑もないようですので、議案第67号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第68号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 68 号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第 69 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 69 号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第 76 号 平成 27 年度高浜市一般会計補正予算 (第 3 回)
委員長 質疑を行います。
問 (2) 質問させていただきます。補正予算書及び説明書の 65 ページ 7 款 1 項 2 目、商工業振興費についてなんですが、高浜商店振興会事業費補助金について質問させていただきます。この補助金の目的とまた、この補助金を補正で計上するに至った経緯についてまずお伺いいたします。
答 (地域産業) 高浜商店振興会事業費補助金は、高浜商店振興会が加盟店に設置をしているポイントカード、通称すまいるカードの機器の老朽化に伴う更新を行うため、当初予算において高浜市商工会 150 万円と高浜市 150 万円を補助し、高浜商店振興会に対し加盟店での消費につなげるために補助を行うものでございます。当初予算の策定時期においては 47 ページにあります 14 款 2 項 5 目、げんき商店街推進事業費補助金の愛知県の補助が採択されていなかったため歳入計上を行っておりませんでした。9 月 30 日に正式に補助金の採択がされました。その補助金は事主体の補助が原則となっていることから、同じく 65 ページの 7 款 1 項 2 目、高浜商店振興会事業費補助金として高浜市商工会への 150 万円の補助金を減額補正し、市からの高浜市商店振興会への補助として

商工会へ当初見込んでいた 150 万円、及び県からのげんき商店街推進事業費補助金 150 万円を合計した 300 万円を補正計上することとなりました。

問（２） ありがとうございます。続いて高浜商店振興会事業費補助金の内訳について御説明をお願いします。

答（地域産業） 市から 150 万円、愛知県より 150 万円。また地域負担として 185 万 4,848 円の合計 485 万 4,848 円となります。

問（２） ありがとうございます。この補助金によりどのような事業を行うのか、またポイントカードの機器の更新だけを行うのか御説明をお願いします。

答（地域産業） 高浜商店振興会は商品を提供するお店という位置づけから、商品を商品と一緒に生きがいや安心を提供するお店へと地域密着型の事業展開を考えており、高浜市の推進している健康自生地に登録をし、買い物場だけではなく高齢者を始め市民の交流の場とする生涯現役、お店も見守るポイントカード事業をポイントカードの更新と合わせて展開いたします。

問（２） ありがとうございます。最後に、具体的にどのような事業を展開するのか、御説明をお願いします。

答（地域産業） 65 歳以上の方で健康マイレージ通帳をお持ちのお客様に対して、ポイント加点を行う機能を追加いたします。地元商店であるからこそ強みであるお客様との日常会話や来店状況を通して、行政だけでは困難である日常的な高齢者の見守りにつなげるとともに、市内での消費につなげたいと考えています。そして買い物を通して回遊することで、いつまでも元気な高齢者の増加にも寄与すると考えております。また事業の P R として、高浜商店振興会加盟店で買い物をしていただいたお客様にガチャガチャ券をお渡しし、10 月 17 日に開催されました鬼みちまつりの会場にて、すまいるガチャガチャまつりの抽選会を実施。また 12 月 26 日から 27 日に、健康自生地に登録した 13 加盟店をバスで巡る高浜商店振興会健康自生地バスツアーを開催することで、商店の活性化と健康自生地の P R を同時に行っております。

意（２） ありがとうございます。

問（９） 同じく補正予算書の 65 ページ 8 款 2 項の 17、公有財産購入費の 2 の市道新設改良事業 857 万 6 千円についてお伺いします。今回の増額は、これ市道港線の事業に関するものだと思います。この時期に補正した理由はなんな

のかお願いいたします。

答（都市整備） 議員の御説明のとおり市道港線の事業の補正で、県の市町村土木補助事業の補助額の確定に伴い金額増としたものでございます。この補正は、横浜橋南の事業区間についてであります。この区間については毎年1、2件程度の用地取得を順調に進めており、途中までの歩道設置と拡幅の工事を平成29年度に計画をしております。

問（9） ありがとうございます。それで港線の事業ですが、だるま窯付近は既に道路幅が広がって、以前と比べて見通しは良くなっています。反面朝夕の通行車両が当然今までよりは量が多少ふえていますけど、スピードが以前より当然上がってきているものですから、何か対策は考えているのかお願いいたします。

答（都市整備） だるま窯付近の見通しの悪い区間については今年の10月末に工事が完了し、現地は白線による車線の視覚効果を高めることを行っております。また工事完了後に地元から交差点までの区間が非常に危険であるということで、早期の事業化を要望されております。安全対策の効果が高いところの地権者の方に聞き取りを行ったところ、協力をするので早期に工事を進めてほしいと要望されておりますので、前向きに事業を進めていきたいと考えておりますのでお願いします。

意（9） ありがとうございます。今の港線のこの工事については、クラブから28年度の予算編成に向けてということで、地域から要望書の中で、田戸町より市道港線の工事の継続を図れとありますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（15） 63ページ6款、農林水産業の1の農業費の中の農業委員会事業の中の農地中間管理機構経営転換協力金、まずこの言葉についてちょっと説明をお願いいたします。

答（地域産業） まず農地中間管理事業とは、愛知県から指定を受けた農地中間管理機構愛知県農業振興基金が地域内の分散し複雑に入り組んだ農地の利用を整備するために、農地を農家から借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して担い手に貸し付ける事業でございます。農地中間管理事

業の推進に関する法律に基づき、実施される事業でございます。

問（15） 県の管理機構が、県のやることなんですけれども、具体的に高浜市とか農業委員会がどういった関係性があるのか。

答（地域産業） 中間管理機構で、機構より農業委員会がその農地の集約に対しての取り次ぎの委託を受けております。

問（15） 今回の310万円の補正が載っておりますけど、今年度まず実績ですか、何件ぐらい協力があつたのか。今後また310万円ということですが、何件ぐらい予想されておるのか最後にお伺いいたします。

答（地域産業） 農地の中間管理機構の契約につきましては、平成26年度に10件、平成27年度に9件の申し込みがあります。全体の利用集積の面積に対して現在6.7パーセントの集約率となっております。予算につきましては、来年度予算については実績に基づいて計上を予定しております、またそれより多い場合につきましては補正予算を予定しております。

委員長 ほかに。

問（5） 補正予算書の50ページの2款2項1目の市税等徴収事業の、市税徴収員報酬ですが、その他の特別職員1名の減少で276万1千円減額されておりますが、特別職の委員報酬は条例で定まっております、市税徴収員報酬は月額12万7千円、年間で152万4千円でございます。したがって1名減少なら最高でもマイナス152万4千円になるはずだと思いますが、なぜ1名減少で276万1千円マイナスの補正予算となっているのか、その理由を教えてください。

答（税務） 補正予算書51ページでございますけど、この市税徴収員の減額については、当初予算では3名を予定していた市税徴収員が1名から1.5という形での減額ということになっておる。だから1名の減ではなくして、2名近い減ということでの額でございます。

問（5） 当初予算で、3名で457万2千円で計上されているということで、それ1.5名減というちょっとその辺の積算が全然わかんないですけど、教えてください。

答（税務） 4月から9月の実績額として66万7,231円でございます。それで12万7千円の1月から3カ月間の雇用の分も入っておりますので、1月から3月に予定をしていると。だから全てを減額しておるのではなくして、月の途中

でやめてみえますのでこの額になっているということで、おわかりじゃないですか。

問（５） 条例で月額 12 万 7 千円となっていますよね。そうすると年額が 152 万 4 千円と条例で決まっているわけです。それがどうして、この 276 万 1 千円減額されているのかっていう理由が少しわからない。

答（税務） 今回の 276 万 1,760 円というのは、1 人分の市税徴収員ではないです。だから 1 人分の市税徴収員の減であれば、今申し上げた金額になるんですけども、1 人から 2 人の間の減という額になります。

問（５） そうすると最低でも 1 人残っていれば年額が条例で 152 万 4 千円となっているので、その額が残ると思うんですけど。それ以下の額が残るんじゃないですか、これ減額しちゃうと。

答（税務） 決算見込額は 181 万円ですよ。だから 152 万 4 千円以上は残り、使っています、はい。

問（５） はいそれはわかります。1 名と、そうするとその半分のその残りはどうなっていますか。30 万円くらいですか。

答（税務） それは月割です。

問（５） そうすると条例で、3 名で最初当初予算計上して 457 万 2 千円であって、最終的には今どう、何名でいくら支払っているのか教えてもらえますか。

答（税務） 何名、今回は年度当初の 4 月のときには 2 名で、途中から 1 名になったという形になっています。74 ページめくっていただくと△1 になっていますけども、これが 3 人が 1 名になったのではなくして、だから途中までは 2 人体制のときがあるから、全ての額が減額にはならないということですよね。だから 3 が 1 になって、2 名減ではないです。

「当初予算で、3 名で組んであるじゃないですか。」との発言あり。

問（５） 当初予算で 3 名で組んでいく、457 万 2 千円組んであるということは 3 名いたということなんですよ。

答（税務） いや、当初予算で 3 名を見込んで、3 名いたということじゃない

ですよね。3名が雇えなかったから、2名から始まっているということです。だからあくまでも当初予算の算定したのは3名であるけども、実際稼働した人数は当初から3名ではなかったということです。

問（5） はい、条例どおりの額でしっかり計算はされているということで大丈夫ですか、そうすると。

答（税務） 当然条例どおりに、条例を上回るも下回る額も設定はしてはおりませんので、ただ条例が月額12万7千円ということになっているんですけども、1カ月常勤してなければそこから減額という形にもなりますので、雇用して半年がたたないことには有給休暇は取れないもんですから、当然12万7千円を割る場合もございますよ。以上です。

問（5） わかりました、現在はじゃあ1名。

答（税務） 現時点では1名の市税徴収員です。

意（5） わかりました、ありがとうございます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第77号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第 78 号 平成 27 年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 回)

委員長 質疑を行います。

問 (10) 議案第 78 号の関係ですけれども、予算説明書の 113 ページ 1 款 2 項 1 目、下水道建設費 13 節の委託料を 500 万円増額する理由について教えていただきたいと思えます。

答 (上下水道) 委託料 500 万円を増額する理由でございますけれども、9 月議会でも下水道施設現況調査検討業務委託料として 896 万 4 千円増額補正をお願いいたしております。その委託業務は既に発注し、業務に着手いたしている状況でございます。そうした中 10 月 16 日付で国から下水道用ハイセラミックス管の全埋設箇所について緊急点検を実施するよう要請があったことから、今回緊急点検を実施するために補正をお願いするものでございます。以上です。

問 (10) ではハイセラミックス管の全埋設箇所について緊急点検を実施するということですが、どういう点検をするのか教えていただきたい。また、この緊急点検は高浜市だけが対象で行うものなのか、それとも全国的に実施されるものなのか教えていただきたいと思えます。

答 (上下水道) 今回の点検方法でございますが、国からは下水道管漏施設の点検調査マニュアル (案) というものがございますが、それを参考に管口カメラを用いる方法、もしくはマンホール内からの管口確認による方法により管内の破損、クラック、継手ずれ及び取付管の突出し等の異同の有無を確認するようという指導でございます。高浜市におきましては、マンホール内から管口確認による方法により確認をするものでございます。緊急点検をする対象事業者でございますが、これは高浜市だけではなくハイセラミックス管を使用した実績のある全事業者が対象だということを聞いております。

問 (10) それでは緊急点検を実施した結果報告のようなものについては、期限があるのか教えていただきたいと思えます。

答 (上下水道) 結果報告の期限でございますが、国からは始めに 11 月末までに調査を実施して報告するように要請がありました。しかし、調査機関が短いということ、それから調査をする職員がいないということ、それから業務委託をするにしても予算の確保が必要なことなどから愛知県と協議いたしまして、

11月末までに報告ができるものと、報告がそれ以降になってしまうもののがわかるようスケジュール表を作成して報告することとなり、最終期限を本年度末とするように現在調整中でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 私も今同じ部分でハイセラミックス管の点検の話なんですけど、9月のときにも報告というかねお話を伺いましたけれども、結局この点検をしてどうするつもりなんですかというものが全然わからないんですね。そここのところに対してはしっかりそれが示されないと、その点検した結果が、どういう結果が出ればどうなのということがわからなければ点検できないと思うんですけど、そここのところはどうなっているんですか。

答（上下水道） まず始まりが高浜市から始まって、愛知県にこういう事例が発生したということで始まりました。その後いろいろな方が動いていただきまして、国がそういった事実があるということを一度調査したほうがいいということで、今回お願いした全事業体に対して点検があったということでございます。国におきましては、その調査費も現在市の単独事業費を出しているわけでございますけども、きちんとした調査をしてそういった計画を立てていくことが重要だということで、来年度からそういった調査費についてもきちんとした計画を立てるように、調査をしたところには補助事業としてやれるようになるかもしれないという指導はいただいておりますので、今回も社会資本整備計画というものを立てるんですけれども、その中に調査費も含めてそういった計画を立てるようにしております。まだ、どういった状況になっていくかという展開は、まだ国からは示されておられませんので、取りあえずは調査を先行していくということになります。

問（13） 当然その問題があるだろうから調査をするという話だと思いますけども、基本的に問題があるからじゃあやり直せという話になった場合に、それが例えば国が面倒を見てくれるのか、県が面倒を見てくれるのか、あるいは自前でやらにゃいかんのか、そういうことも何にもなしっていうわけにはいかないと思うんですよね。実際は来年度の予算を編成している中で、やらざるを得ない場所だとか問題点だとかいうのが出てくる可能性があるわけじゃないですか。実際、もう点検をしていくわけですから。そういうところが非常に不安感

があるのと、それからもう一つは、これはもうはっきり言ってその、ものとして認定をして使ったのは高浜なんですから、市の責任というものは否めない部分も出てくると思うんですよね。ただし、事実それが問題ないというような業者側の指導の中で選定をしたとは私は思っていますけども、それに対する、その余りにただ国全体の影響が大きいから国が動いてあげるよというところに結果行き着くかどうかというのにはわからないわけですから、現状で起こった問題をどう解決するかということは、高浜内でもう考えておかなければ間に合わなくなる可能性があるんじゃないかということをしごく危惧するわけです。そういうところをきちんとあれしていかないと、これはもう例えば現実、今もう下水道工事っていうのは市内でさまざまやられていますよね。業者さんたちも、そういう部分に対してどうなるんだろうかというようなことも伺っているところもあるんですから、一度こういうところをきちんと整理整頓をして、現状まだ今点検なんですけども、点検ということは問題が出る可能性があるし、問題が出たらどうするんだというところまでの結論を持っていかないといけないんじゃないかな。それともう一面は何かというと、うち以外に使っている自治体もあるわけですので、そういうところと横にしっかり連携をして、これをじゃあ国に、何なりと話を持ち上げるなりっていうことを正式にもっとやっていただくというところも要るのかなという気がするんですけども、そのところをちょっと見解としてはどうなんでしょうか。

答（都市政策部） 今、北川委員から御質問いただいた件でございますけど、実は今おっしゃるとおり、やっとなんと言いますかうちでそういった事案が見つかりまして、実は尾張の自治体でもそういった同じような事例があったということで、県もその部分をしっかりと受け止めていただいて国にということで、こういった動き出しが今まさにされたところの段階でございます。今リーダーが説明しましたけども、11 月中にその管口だけでも調べてということですから、とてもそのほかの自治体では、うちが今この管を使っておるのは 59 キロメートルでございますが、県内の近隣市町では 200 キロメートルだとか使っているところもありますので、非常に大規模なことでございます。今の時点で高浜市としての方針というか落としどころはっていうことをおっしゃいましたけども、今まで数十年にわたってずっと整備をしてきたものを全てやりかえるだとか、

そういうことは単純に考えても費用的にも無理でございますし、それから住民の方に対するその影響というんですかね、そこら辺のことも考えますと、やはり今あるものをどういった形で維持をしながら、先ほどリーダーが申しましたように今後の計画をきちんと立てていくかという、そういう途上にあるということで御理解をいただきたいと思います。

問（13） とにかく現状を、自前でも予算をつけて点検していただくことは大事なことだということは理解しておりますので、やっぱり下水道もライフラインの一部だということを先の震災等の例からいっても話を伺っておりますので、ぜひとも来年度に向けてもしっかりこういう部分が担保できるような計画に持って行っていただきたいということをお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 78 号の質疑を打ち切ります。

（7）議案第 80 号 平成 27 年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 80 号の質疑を打ち切ります。

（8）議案第 81 号 平成 27 年度高浜市水道事業会計補正予算（第 1 回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 81 号の質疑を打ち切ります。

《意 見》

(9) 陳情第 9 号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
委員長 意見を求めます。

意 (2) では陳情第 9 号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についての、反対としての意見を述べさせていただきます。代表例を述べさせていただきますと、陳情書【1】3 項に福祉医療制度についての項目というのがあります。①に、福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず存続・拡充してください、という陳情がされています。当高浜市においては、福祉医療制度については現行では子ども医療、高齢者医療において県補助対象以上の対応が実際できていますので、当陳情内容は全く該当しません。したがってこの陳情書第 9 号については、反対意見とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 (15) この趣旨の 6 行目に「戦争できる国づくり」とありますが、今回 9 月 19 日に成立しました平和安全法制は、これは戦争を防止することを目的にした法律であります。よって本陳情に反対ということです。

委員長 ほかに。

意 (6) 陳情項目の 2 番目ですか、国保の改善についてということで、国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してくださいとありますけども、今現在、国のいろいろな経済情勢を見ましてもかなり国も苦慮してやっているわけですので、こういったことや何かはできればいいんですけども、やはり実状に沿った形で行っていくのがあれだと思いますので、このことや何かのことが書いてありますので、この陳情書については反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（５） 本陳情書にある福祉施策の充実において理解できる部分もござい
ますが、全体的に偏りがあつたり違和感を覚える表現等ございますので、陳情第
９号に対しては反対でございます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第９号についての意見を終了い
たします。

（10）陳情第 14 号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の
拡充」についての陳情

委員長 意見を求めます。

意（９） この陳情第 14 号は趣旨採択をお願いします。趣旨採択の要旨の中で、
４番の官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保の部分ですけど、
官公需発注における商工会員を優先した受注機会確保では商工会としての趣
旨は理解できます。しかしながら、公的事業の発注であることから商工会以外
の方もおみえになりますので、これらの公平性から考え賛成まではいたしかね、
この採決においては趣旨採択を取り入れていただきたいと思ひます。

委員長 ほかに。

意（15） 商工会を中心とした地域商工業振興の支援は、これは当然必要とな
ってきます。しかし今述べられましたように、４の特に商工会員を優先した受
注機会の確保拡大など特断の配慮を要望するとありますが、こうした自発注は
公平が原則であると思ひますので、この陳情には趣旨採択でお願いいたします。
以上です。

委員長 ほかに。

意（６） 私も今の 15 番委員と同じで、官公需の発注というのはやっぱり公平
性の立場からいっても平等にすべきだと思ひますので、この陳情に対しては趣
旨採択でお願いしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

意（5） 商工会は地域経済活性化等に大きく貢献しておりますが、本陳情書において商工会員を優先した受注機会の確保拡大など特断の配慮を要望している部分があり、この言葉を引き換えに公平性を欠くことになると思いますので、趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

（11）陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

委員長 意見を求めます。

意（13） この陳情に対しては、賛成の意見を述べさせていただきます。特に3番において、地域資源を活用した事業支援についてにおきましては「高浜市みんなで三州瓦ひろめよう条例」や「ふるさと名物応援宣言」、「三州瓦屋根工事奨励補助金」等で高浜市もしっかりと地域資源に対しては進めるように行なっておるところではありますけれども、ますますの部分でいいますと公共の建物に瓦を使用していただくような配慮は当然必要だと思いますので、ここに対しても賛同ができると思います。それから4番の積極的な企業誘致の推進についてに関しましても、現状では高浜市産業立地の促進に関する条例とか、高浜市企業誘致等に関する条例、あるいは高浜市企業債投資促進補助金交付要綱といった支援策を高浜市も持って進めておりますけれども、本陳情にあるように地域経済の活性化と雇用の確保の面では、企業誘致の積極的な推進はさらに図るべきだということで、市の考え方とも合致を致しておるということも含めて賛成をいたしたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

意（15） 地域経済活性化のためにさまざまな事業に取り組んでおる本市の商

工会の支援は多いに必要であり、よって本陳情には賛成いたします
委員長 ほかに。

意（6） 私もこの陳情については、陳情項目については全て賛同できますので、この陳情については賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（5） さらに市内業者の支援、地域経済の活性化は重要と考えるので賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第 15 号についての意見を終了いたします。以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第 67 号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

（2）議案第 68 号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第 69 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第 76 号 平成 27 年度高浜市一般会計補正予算 (第 3 回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第 77 号 平成 27 年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第 78 号 平成 27 年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 回)

挙手全員により原案可決

(7) 議案第 80 号 平成 27 年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第 81 号 平成 27 年度高浜市水道事業会計補正予算 (第 1 回)

挙手全員により原案可決

(9) 陳情第 9 号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての
陳情

挙手なしにより不採択

(10) 陳情第 14 号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援
体制の拡充」について

委員長 この陳情について、趣旨採択との御意見がありますので、採決に当たり趣旨採択を入れていきたいとおもいますので、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

挙手全員により趣旨採択

(11) 陳情第 15 号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

挙手全員により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前 10 時 51 分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長